議第 1 号

山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について

山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

山形県教育委員会事務局組織規則(昭和 40 年 4 月県教育委員会規則第 5 号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表教職員課の項中「行政給与担当」を「行政給与担当、人事企画担当」に改め、同表中

Γ

義務教育課	経理担当、	義務教育担当、	企画担当、	訹	た
我伤欲自味	導担当				2

Γ

義務教育課	経理担当、義務教育担当
特別支援教育課	企画担当、指導担当

Γ

	庶務係、企画担当、学校体育・生涯スポ
スポーツ保健課	ーツ担当、学校保健・食育担当、競技ス
	ポーツ担当、スポーツ育成担当
人 居	総務・企画担当、調整担当、競技・式典
全国高校総体推進課	担当

Γ

	庶務係、企画担当、学校体育・生涯スポ
スポーツ保健課	ーツ担当、学校保健・食育担当、競技力
	向上担当、アスリート育成担当

に

に、

を

改め、同条第2項の表中

Γ

文化財・生涯学習課	生涯学習振興室
義務教育課	特別支援教育室

を

文化財・生涯学習課 生涯学習振興室 に、 競技スポーツ推進室 を 競技力向上・アスリート育成推進室 に改める。

第5条中第31号を第32号とし、第30号を第31号とし、第29号を第30号とし、同条第28号中「及び」を「、特別支援教育課及び」に改め、同号を同条第29号とし、同条中第27号を第28号とし、第23号から第26号までを1号ずつ繰り下げ、第22号の次に次の1号を加える。

(23) ICT 環境の整備検討に関すること

第6条第1号中「及び高校教育課」を「、特別支援教育課及び高校教育課」に改める。

第8条第1項第1号及び第2号中「こと(」を「こと(特別支援教育課及び」に改め、同項第3号中「及び」を「、特別支援教育課及び」に改め、同項第4号中「こと(」を「こと(特別支援教育課及び」に改め、同項第5号を削り、同項第6号中「こと」を「こと(特別支援教育課で所掌するものを除く。)」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第7号を第6号とし、同項第8号中「特別支援教育」を「特別支援教育」を「特別支援教育課の経理」に改め、同号を同項第7号とし、第8条の次に次の1条を加える。

(特別支援教育課の分掌事務)

第8条の2 特別支援教育課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 県立特別支援学校、特別支援学級及び通級指導教室の教育課程の編成に関すること
- (2) 県立特別支援学校、特別支援学級及び通級指導教室の学習指導に関すること
- (3) 県立特別支援学校の生徒指導及び進路指導に関すること
- (4) 県立特別支援学校、特別支援学級及び通級指導教室の教員の研修に関すること (教職員課で所掌するものを除く。)
- (5) 県立特別支援学校及び特別支援学級の教科用図書の採択及び給与に関すること
- (6) 県立特別支援学校の通学区域に関すること
- (7) 県立特別支援学校高等部の入学者の選考に関すること
- (8) 県立特別支援学校の再編・整備に関すること
- (9) 教育上特別の支援を必要とする幼児に対する教育に関すること

(10) 障がい児(学校教育法(昭和22年法律第26号)第72条並びに第81条第2項各号及び第3項に規定する者で同法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校又は特別支援学校の小学部若しくは中学部に在学するもの(学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第2条に規定する者を含む。)をいう。)の教育支援に関すること

第9条第1項第1号及び第2号中「こと」を「こと(特別支援教育課で所掌するものを除く。)」に改め、同項第3号中「で所掌」を「及び特別支援教育課で所掌」に改める。

第 11 条第 1 項第 7 号中「競技スポーツの強化」を「競技力の向上及びアスリートの育成」に改め、同条第 2 項中「競技スポーツ推進室」を「競技力向上・アスリート育成推進室」に改める。

第11条の2を削る。

第18条第3項中「行政技能員」を「主任技能員、行政技能員」に改める。

第19条の表中

 行政技能員
 上司の命を受けて担当業務に従事する。
 を

 主任技能員
 上司の命を受けて担当業務及び当該業務 従事職員の指導業務に従事する。
 に

 行政技能員
 上司の命を受けて担当業務に従事する。
 に

改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

教育委員会事務局の組織改編に伴い、規定の整備を図るため提案するものである。

平成 30 年 3 月 27 日提出

山形県教育委員会 教育長 廣 瀬 渉

山形県教育委員会事務局組織規則の一部改正について

教育庁総務課

1 改正理由

平成30年度の組織改編を行うため規定の整備を図るもの。

2 改正内容

特別支援教育課の新設、教職員課の体制強化、スポーツ保健課内の室の改称、全国高校総体推進課の廃止等

3 施行期日

公布の日から施行する。(平成30年4月1日)

山形県教育委員会事務局組織規則新旧対照表

現 行

(課及び係)

第1条~第3条 一略一

第4条 本庁に、次の表の左欄に掲げる課を置き、第4条 本庁に、次の表の左欄に掲げる課を置き、 当該課に、同表の右欄に掲げる係を置く。

	衣の石欄に摺りる床を直へ。		
課名	係名		
ΔΛ ΖΕ ΔΠ	庶務係、行政管理担当、企画		
総務課	調整担当、予算担当、学校施 設担当		
教職員課	行政給与担当、 <u>小中管理担当</u> 、 高校管理担当		
	経理担当、図書館活性化担当、		
文化財・生涯党羽調	日本遺産・文化財活用担当、 文化財振興担当、生涯学習・		
涯学習課	社会教育担当、青少年教育施 設担当		
義務教育課	経理担当、義務教育担当 <u>、企</u> 画担当、指導担当		
一略一	一略一		
10 10	庶務係、企画担当、学校体育・		
	生涯スポーツ担当、学校保		
健課	健・食育担当、 <u>競技スポーツ</u> 担当、スポーツ育成担当		
全国高校総	総務・企画担当、調整担当、		
体推進課	競技・式典担当		

げる課内室を置く。

課名	課内室名
文化財・生涯	生涯学習振興室
学習課	
義務教育課	特別支援教育室
高校教育課	高校改革推進室
スポーツ保健	競技スポーツ推進室
課	

(総務課の分掌事務)

第5条 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。第5条 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)~(22) -略-

 $(23) \sim (27)$ 一略一

育課及び高校教育課の庶務に関すること

改正案 第1条~第3条 一略一

(課及び係)

当該課に、同表の右欄に掲げる係を置く

	衣の石懶に掲りる係を直く。		
課名	係名		
総務課	庶務係、行政管理担当、企画 調整担当、予算担当、学校施 設担当		
教職員課	行政給与担当、 <u>人事企画担当、</u> <u>小中管理担当</u> 、高校管理担当		
文化財・生 涯学習課	経理担当、図書館活性化担当、 日本遺産・文化財活用担当、 文化財振興担当、生涯学習・ 社会教育担当、青少年教育施 設担当		
義務教育課	経理担当、義務教育担当		
特別支援教 <u>育課</u>	企画担当、指導担当		
一略一	一略一		
	庶務係、企画担当、学校体育・ 生涯スポーツ担当、学校保 健・食育担当、 <mark>競技力向上担当、</mark> <u>アスリート育成担当</u>		

2 次の表の左欄に掲げる課に、同表の右欄に掲2 次の表の左欄に掲げる課に、同表の右欄に掲 げる課内室を置く。

課名	課内室名
文化財・生涯 学習課	生涯学習振興室
高校教育課	高校改革推進室
スポーツ保健	競技力向上・アスリート育
課	成推進室

(総務課の分掌事務)

- - (1)~(22) -略-
 - (23) ICT環境の整備検討に関すること
 - (24) \sim (28) 略 -
- (28) 教職員課、文化財・生涯学習課、義務教 (29) 教職員課、文化財・生涯学習課、義務教 育課、特別支援教育課及び高校教育課の庶務に

(29) \sim (31) 一略一

(教職員課の分掌事務)

- 第6条 教職員課の分掌事務は、次のとおりとす第6条 教職員課の分掌事務は、次のとおりとす る。
 - 限、懲戒及び研修(義務教育課及び高校教育 課で所掌するものを除く。) に関すること
 - (2)~(12) -略-

(文化財・生涯学習課の分掌事務)

- とおりとする。
 - (1)~(19) -略-

(義務教育課の分掌事務)

- 第8条 義務教育課の分掌事務は、次のとおりと|第8条 義務教育課の分掌事務は、次のとおりと する。
 - (1) 教育課程の編成に関すること(高校教育 課で所掌するものを除く。)
 - (2) 学習指導、生徒指導及び進路指導に関す ること(高校教育課で所掌するものを除く。)
 - 高校教育課で所掌するものを除く。)
 - (4) 教科用図書の採択及び給与に関すること (高校教育課で所掌するものを除く。)
 - (5) 障がい児(学校教育法(昭和22年法律第 26号) 第72条並びに第81条第2項各号及び第 3項に規定する者で同法第1条に規定する小 学校、中学校、義務教育学校又は特別支援学 校の小学部若しくは中学部に在学するもの (学校教育法施行令(昭和28年政令第340号) 第2条に規定する者を含む。)をいう。)の 就学指導に関すること
 - (6) 幼児教育に関すること
 - (7) 義務教育諸学校の読書教育に関すること
 - (8) 特別支援教育に関すること
- 2 義務教育課の事務分掌のうち、前項第5号及 び第8号に掲げる事務は特別支援教育室で所掌 する。

関すること

 $(30) \sim (32)$ 一略一

(教職員課の分掌事務)

- る。
- (1) 学校職員の職制、定数、任用、服務、分 (1) 学校職員の職制、定数、任用、服務、分 限、懲戒及び研修(義務教育課、特別支援教 育課及び高校教育課で所掌するものを除く。) に関すること
 - (2)~(12) -略-

(文化財・生涯学習課の分掌事務)

- 第7条 文化財・生涯学習課の分掌事務は、次の第7条 文化財・生涯学習課の分掌事務は、次の とおりとする。
 - (1)~(19) -略-

(義務教育課の分掌事務)

- する。
 - (1) 教育課程の編成に関すること (特別支援 教育課及び高校教育課で所掌するものを除 < ,)
- (2) 学習指導、生徒指導及び進路指導に関す ること(特別支援教育課及び高校教育課で所掌 するものを除く。)
- (3) 教員の研修に関すること(教職員課及び (3) 教員の研修に関すること(教職員課、特 別支援教育課及び高校教育課で所掌するもの を除く。)
 - (4) 教科用図書の採択及び給与に関すること (特別支援教育課及び高校教育課で所掌する ものを除く。)

(削る)

- (5) 幼児教育に関する<u>こと(特別支援教育課で</u> 所掌するものを除く。)
- (6) 義務教育諸学校の読書教育に関すること
- (7) 特別支援教育課の経理に関すること (削る)

(特別支援教育課の分掌事務)

(高校教育課の分掌事務)

- 第9条 高校教育課の分掌事務は、次のとおりと際9条 高校教育課の分掌事務は、次のとおりと する。
 - (1) 県立高等学校及び県立中学校の教育課程 の編成に関すること
 - (2) 県立高等学校及び県立中学校の学習指 (2) 県立高等学校及び県立中学校の学習指 導、生徒指導及び進路指導に関すること
 - 修に関すること(教職員課で所掌するものを 除く。)
 - $(4) \sim (11) 略-$
- げる事務は、高校改革推進室で所掌する。

(福利課の分掌事務)

 $(1)\sim(6)$ -略-

(スポーツ保健課の分掌事務)

- 第8条の2 特別支援教育課の分掌事務は、次のとお りとする。
 - (1) 県立特別支援学校、特別支援学級及び通級指 導教室の教育課程の編成に関すること
 - (2) 県立特別支援学校、特別支援学級及び通級指 導教室の学習指導に関すること
 - (3) 県立特別支援学校の生徒指導及び進路指導 に関すること
 - (4) 県立特別支援学校、特別支援学級及び通級指 導教室の教員の研修に関すること(教職員課で所 掌するものを除く。)
 - (5) 県立特別支援学校及び特別支援学級の教科 用図書の採択及び給与に関すること
 - (6) 県立特別支援学校の通学区域に関すること
 - (7) 県立特別支援学校高等部の入学者の選考に 関すること
 - (8) 県立特別支援学校の再編・整備に関すること
 - (9) 教育上特別の支援を必要とする幼児に対す る教育に関すること
 - (10) 障がい児(学校教育法(昭和22年法律第26 号) 第72条並びに第81条第2項各号及び第3項に 規定する者で同法第1条に規定する小学校、中学 校、義務教育学校又は特別支援学校の小学部若し くは中学部に在学するもの(学校教育法施行令 (昭和28年政令第340号) 第2条に規定する者を 含む。)をいう。)の教育支援に関すること

(高校教育課の分掌事務)

- する。
 - (1) 県立高等学校及び県立中学校の教育課程 の編成に関すること (特別支援教育課で所掌す るものを除く。)
 - 導、生徒指導及び進路指導に関すること(特 別支援教育課で所掌するものを除く。)
- (3) 県立高等学校及び県立中学校の教員の研 (3) 県立高等学校及び県立中学校の教員の研 修に関すること(教職員課及び特別支援教育課 で所掌するものを除く。)
 - (4) ~ (11) -略-
- 高校教育課の分掌事務のうち前項第8号に掲2 高校教育課の分掌事務のうち前項第8号に掲 げる事務は、高校改革推進室で所掌する。

(福利課の分掌事務)

- 第10条 福利課の分掌事務は、次のとおりとする。|第10条 福利課の分掌事務は、次のとおりとする。
 - $(1)\sim(6)$ -略-

(スポーツ保健課の分掌事務)

第11条 スポーツ保健課の分掌事務は、次のとお|第11条 スポーツ保健課の分掌事務は、次のとお| りとする。

 $(1)\sim(6)$ -略-

(7) 競技スポーツの強化に関すること

(8) ~ (14) -略-

2 スポーツ保健課の分掌事務のうち、前項第72 スポーツ保健課の分掌事務のうち、前項第7 る。

(全国高校総体推進課の分掌事務)

第11条の2 全国高校総体推進課の分掌事務は、 平成29年度全国高等学校総合体育大会に関する こととする。

第12条~第17条 一略一

(課に置く職)

第18条 本庁の課に、課長及び課長補佐を置く。

- 2 本庁の課内室に、室長及び室長補佐を置く。
- 3 前2項に規定する職のほか、本庁の課又は課3 前2項に規定する職のほか、本庁の課又は課 内室に必要に応じ次の職を置く。

主幹、副主幹、専門員、主任管理主事、主任 指導主事、主任社会教育主事、業務名を冠す る主査、管理主事、指導主事、社会教育主事、 係長、主査、主任主査、社会教育主事補、文 化財振興研究員、埋蔵文化財調査研究員、学 校保健技師、主任主事、主任技師、主事、技 師、体育主事、副主任、栄養士、行政技能員

(職務)

第19条 前2条に規定する職の職務は、別に法令|第19条 前2条に規定する職の職務は、別に法令 る。

職	職務
一略一	一略一
行政技能	上司の命を受けて担当業務に従
員	事する。

第20条及び第21条 -略-

りとする。

 $(1)\sim(6)$ -略-

(7) 競技力の向上及びアスリートの育成に関 すること

(8)~(14) -略-

号に掲げる事務は競技スポーツ推進室で所掌す 号に掲げる事務は<mark>競技力向上・アスリート育成推</mark> 進室で所掌する。

(削る)

第12条~第17条 -略-

(課に置く職)

第18条 本庁の課に、課長及び課長補佐を置く。

- 2 本庁の課内室に、室長及び室長補佐を置く。
 - 内室に必要に応じ次の職を置く。

主幹、副主幹、専門員、主任管理主事、主任 指導主事、主任社会教育主事、業務名を冠す る主査、管理主事、指導主事、社会教育主事、 係長、主査、主任主査、社会教育主事補、文 化財振興研究員、埋蔵文化財調査研究員、学 校保健技師、主任主事、主任技師、主事、技 師、体育主事、副主任、栄養士、主任技能員、

行政技能員

(職務)

に定めのあるものを除き、次の表のとおりとす に定めのあるものを除き、次の表のとおりとす る。

0	
職	職務
一略一	一略一
主任技能	上司の命を受けて担当業務及び当
<u>員</u>	該業務従事職員の指導業務に従事
	<u>する。</u>
行政技能	上司の命を受けて担当業務に従
員	事する。

第20条及び第21条 一略ー

議第 2 号

山形県障がい児教育支援委員会規則の一部を改正する規則の制定について 山形県障がい児教育支援委員会規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

山形県障がい児教育支援委員会規則の一部を改正する規則 山形県障がい児教育支援委員会規則(昭和49年12月県教育委員会規則第13号) の一部を次のように改正する。

第7条中「山形県教育庁義務教育課」を「山形県教育庁特別支援教育課」に改める。 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

特別支援教育課の新設に伴う規定の整備を行うため提案するものである。

平成 30 年 3 月 27 日提出

山形県教育委員会 教育長 廣 瀬 渉

山形県障がい児教育支援委員会規則の一部改正について

義務教育課特別支援教育室

1 改正理由

特別支援教育課の新設に伴い、規定の整備を図るもの。

2 改正内容

山形県障がい児教育支援委員会の庶務を処理する担当課を義務教育課から特別支援教育課に改めるもの。

3 施行期日

公布の日から施行する。(平成30年4月1日)

山形県障がい児教育支援委員会規則新旧対照表

現 行	改正案
第1条~第6条 一略一	第1条~第6条 一略一
(庶務)	(庶務)
第7条 委員会の庶務は、山形県教育庁義務教育	第7条 委員会の庶務は、 <u>山形県教育庁特別支援</u>
<u>課</u> において処理する。	<u>教育課</u> において処理する。
第8条 一略一	第8条 一略一